

(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月1日、12月21日
	監査の結果

(指摘事項) なし

- (指導事項) 3件(給与1、物品1、重点事項1)  
1) 週休日の振替において、振替を行ない勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。  
2) 物品(倍視野支援眼鏡)の受入について、財務規則第144条第1項に規定する出納通知が行われていなかった。  
3) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿(受払簿)が作成されていなかった。

(注意事項) 1件(契約1)

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
	監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし  
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
	監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし  
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
	監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) 1件(給与1)  
1) 扶養手当について、支給開始時期を修正していたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。  
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 やまびこ支援学校

監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
	監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし  
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
	監査の結果

(指摘事項) なし

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月2日、12月21日
	監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(契約1)  
1) 単独契約であるスクールの運行管理業務委託(増便分)に係る契約書において、契約解除に關する違約金条項が単独契約のものとなっていないであった。  
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月2日、12月22日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月

監査実施日	令和4年11月10日、令和5年1月24日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アールズ警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲斐警察署
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	諏沢警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月10日、令和5年1月18日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日

監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月11日、12月22日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月11日、令和5年1月17日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

**第2 令和4年度の定例監査の実施状況**

令和4年度の定例監査の実施状況は、上期公表分（令和4年11月29日発行（山梨県公報号外第51号））と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

**1 定例監査機関一覧表**

令和4年度の定例監査対象機関数は、271機関で、前年度と比べ5機関増加している。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
感染症対策センター	3			3
知事政策局	7	2		9
スポーツ振興局	1			1
県民生活部	6	6	1	13
男女共同参画・ 共生社会推進統括官	1			1
リニア未来創造局	2	1		3
総務部	9	2		11
防災局	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
林政部	5	5		10
環境・エネルギー部	4	1		5
産業労働部	5	6		11
観光文化部	6	5	1	12
農政部	9	14		23
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業業局	3	4		7
教育委員会	9	47		56
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	133	136	2	271

※参考 令和3年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	129	135	2	266

**2 監査の結果**

令和4年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、注意事項ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

令和4年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2	1	1					4	2	10
指導事項		64	13	67	12	20	16	1	7		200
注意事項		6	5	6	6		26	2	33		84
合計	0	72	19	74	18	20	42	3	44	2	294

令和3年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		3	8	1		1	2				7
指導事項		68	8	26	6	24	27		43		202
注意事項		3	9	4	1	3	31	2	2		53
合計	0	74	17	31	7	28	60	2	43	0	262

令和4年度と令和3年度との対比 A-B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲1	1			▲1	▲2		4	2	3
指導事項		▲4	5	41	6	▲4	▲11	1	▲36		▲2
注意事項		3	▲4	2	5	▲3	▲5		33		31
合計	0	▲2	2	43	11	▲8	▲18	1	1	2	32

### 第3 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和4年度における監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

#### 1 総括的意見

##### (1) 財務事務の適正な執行について

令和4年度の定例監査結果を前年度と比較すると、全体では指導事項が2件減少したものの、指摘事項が31件、注意事項が32件増加している。

このうち指摘事項については、国庫補助金の支出や国庫交付金の収入に係る不適切な事務処理が確認された。

また、指導事項については、今年度も多数の機関で、振替や代休に係る時間外勤務手当の不適切な事務処理が確認された。

こうした事務処理ミスの防止に向けて、管理職員や担当職員の補助金・交付金事務手続や給与制度等への一層の理解促進、内部統制制度の適切な運用によるチェック体制の強化、また、システム改修等による事務処理方法の抜本的な改善などに取組み、財務事務の適正な執行に努められたい。

##### (2) 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物は、試験研究機関や県立学校などを中心に多くの出先機関で保有しており、試験・研究・実験・実習などの業務に活用されていた。

一方、毒物及び劇物取締法で定められている表示が行われていない機関が散見され、また、多くの機関で保管庫の鍵の管理簿が作成されていないなど、管理について一定の不備が確認された。

毒物及び劇物は万が一盗難や流出などの事故が発生した場合、人体や周辺環境に甚大な被害が生じる可能性があることを充分認識し、法令などを遵守し、適切な管理に努められたい。